

平成 26 年 3 月 26 日

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に 対する要請について（平成 25 年 4 月～9 月）

消費者庁は、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示について、改善要請等を行いました。

消費者庁では、平成 25 年 4 月から 9 月までの期間、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視を実施しました。この結果、166 事業者による 185 商品の表示について、健康増進法第 32 条の 2 第 1 項に違反するおそれのある文言等があったことから、これらの事業者に対し、表示の改善を要請するとともに、ショッピングモール運営事業者へも表示の適正化について協力を要請しました。

消費者庁では、今後、特定保健用食品も含め、健康食品等の広告等への監視を継続し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課食品表示対策室

担当者：田中、金子（智）

電 話：03-3507-8800（代表）

田中（内線 2383）

金子（智）（内線 2507）

インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示の監視状況

1. 監視方法

- (1) 監視期間：平成25年4月から9月（平成25年度第1四半期及び第2四半期）
- (2) 検索方法：ロボット型全文検索システムを用いて、キーワードによる無作為検索の上、検索されたサイトを目視により確認
- (3) 検索キーワード：以下のとおり

第1四半期	「ガン（がん、癌）」、「脳梗塞」、「動脈硬化」、「肝炎」、「心臓病」、「糖尿病」、「脳卒中」、「脳出血」、「くも膜下出血」等の疾病に効果があるかのような表現
第2四半期	「認知症」、「せん妄」、「抑うつ」、「寝たきり」、「廃用性症候群（生活不活発病）」、「骨折」、「関節痛」、「排尿障害」等の高齢者特有の疾病に効果があるかのような表現

2. 監視結果及び改善要請

監視の結果、166事業者185商品について、健康増進法第32条の2第1項に違反するおそれのある文言等を含む表示を行っていたことが確認されたため、当該事業者に対し、当該表示の改善を要請した。

また、当該事業者が出店するショッピングモール運営事業者に対し、同要請を行った旨を通知し、当該運営事業者に表示の適正化について協力を要請した。

3. 直近のインターネット監視結果

監視期間	改善要請件数		改善件数	
	事業者数	商品数	事業者数	商品数
平成25年1～3月	52	62	47*	56*
平成24年度計	229	273	224	267

平成25年4～6月	93	106	—	—
平成25年7～9月	73	79	—	—
平成25年度計	166	185	—	—

※ 平成25年1月から3月において改善が見られない5事業者（6商品）に対しては、個別に調査を行う。

4. 参照条文

健康増進法（平成14年法律103号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

2 略

（勧告等）

第三十二条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 略

<参考>

平成25年4月から9月までの期間に表示されていた健康保持増進効果等について（一部）

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
生鮮食品 （農・水産物） 【6商品】	<ul style="list-style-type: none">・脳細胞を活性化させ、痴呆症を予防する効果を有すること等を標ぼうする表示・寝たきりによる運動不足から来る便秘解消に役立つ効果を有すること等を標ぼうする表示
加工食品 （農産加工品、水産加工品等） 【66商品】	<ul style="list-style-type: none">・動脈硬化や脳梗塞の予防の効果を有すること等を標ぼうする表示・高血圧や高コレステロールなどの血液の問題の改善、通風・関節痛の改善やデトックス効果を有すること等を標ぼうする表示
飲料等 （茶、コーヒー及びココア調製品、飲料、酒類） 【36商品】	<ul style="list-style-type: none">・心筋梗塞や脳梗塞の原因となる血栓を溶かす酵素を体内で活性化する成分が多く含まれていること等を標ぼうする表示・ホルモンバランス、神経緊張、過敏、抑うつや不眠の効果を有すること等を標ぼうする表示・血流改善（高血圧、神経痛、冷え性、アレルギー障害を改善）の効果を有すること等を標ぼうする表示
いわゆる健康食品 （カプセル、錠剤、顆粒状等） 【77商品】	<ul style="list-style-type: none">・抗腫瘍、抗がんの効果を有すること等を標ぼうする表示・脳梗塞や心筋梗塞の予防の効果を有すること等を標ぼうする表示・アルツハイマー（認知症）の予防や記憶力や集中力を向上させる効果を有することを標ぼうする表示・尿失禁、過敏膀胱、前立腺肥大などの改善の効果を有すること等を標ぼうする表示